

規則

| 現 行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>(地球温暖化対策計画の作成等)</p> <p>第 89 条 条例第 144 条第 1 項に規定する温室効果ガスの排出の量が相当程度多い者で規則で定めるものは、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 本市に設置している全ての事業所における原油換算エネルギー使用量 (<u>安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 (令和 5 年政令第 68 号) による改正前のエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令 (昭和 54 年政令第 267 号) 第 2 条第 2 項に規定する原油換算エネルギー使用量をいう。以下同じ。)</u> の前年度における合計量が 1,500 キロリットル以上のもの (次号に該当するものを除く。)</p> <p>(2) 連鎖化事業者 (エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律 (昭和 54 年法律第 49 号) 第 19 条第 1 項に規定する連鎖化事業者をいう。以下同じ。) であって、当該連鎖化事業者が本市に設置している全ての事業所及び当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業 (同項に規定する連鎖化事業をいう。以下同じ。) に加盟する者が本市に設置している当該連鎖化事業に係る全ての事業所における原油換算エネルギー使用量の前年度における合計量が 1,500 キロリットル以上のもの</p> <p>(3) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令 (平成 4 年政令第 365 号) 第 4 条各号に掲げる自動車 (被けん引車 (自動車のうち、けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるものをいう。)) 以外の自動車であって、市内に使用する本拠の位置を有するものに限る。) の前年度の末日における使用台数が 100 台以上のもの</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当該年度の前年度又は前々年度において同項に規定する温室効果ガスの排出の量が相当程度多い者で規則で定めるものに該当することにより地球温暖化対策計画を作成した者は、同項第 1 号若しくは第 2 号に規定する原油換算エネルギー使用量の前年度における合計量が 1,500 キロリットル未満となり、又は同項第 3 号に規定する前年度の末日における使用台数が 100 台未満となった場合においても、次項に規定する計画期間内に限り、地球温暖化対策事業者とみなす。ただし、事業の廃止その他の事由により地球温暖化対策計画に基づく地球温暖化を防止する対策を継続することが困難であると認められる者は、この限りでない。</p> <p>3 条例第 144 条第 1 項の規定による地球温暖化対策計画は、<u>地球温暖化対策事業者に該当することとなった年度から 3 年度ごと</u>を計画期間として作成するもの</p> | <p>(地球温暖化対策計画の作成等)</p> <p>第 89 条 条例第 144 条第 1 項に規定する温室効果ガスの排出の量が相当程度多い者で規則で定めるものは、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 本市に設置しているすべての事業所における原油換算エネルギー使用量 (<u>エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令 (昭和 54 年政令第 267 号) 第 2 条第 2 項に規定する原油換算エネルギー使用量をいう。以下同じ。)</u>) の前年度における合計量が 1,500 キロリットル以上のもの (次号に該当するものを除く。)</p> <p>(2) 連鎖化事業者 (エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律 (昭和 54 年法律第 49 号) 第 19 条第 1 項に規定する連鎖化事業者をいう。以下同じ。) であって、当該連鎖化事業者が本市に設置している全ての事業所及び当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業 (同項に規定する連鎖化事業をいう。以下同じ。) に加盟する者が本市に設置している当該連鎖化事業に係る全ての事業所における原油換算エネルギー使用量の前年度における合計量が 1,500 キロリットル以上のもの</p> <p>(3) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令 (平成 4 年政令第 365 号) 第 4 条各号に掲げる自動車 (被けん引車 (自動車のうち、けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるものをいう。)) 以外の自動車であって、市内に使用する本拠の位置を有するものに限る。) の前年度の末日における使用台数が 100 台以上のもの</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当該年度の前年度又は前々年度において同項に規定する温室効果ガスの排出の量が相当程度多い者で規則で定めるものに該当することにより地球温暖化対策計画を作成した者は、同項第 1 号若しくは第 2 号に規定する原油換算エネルギー使用量の前年度における合計量が 1,500 キロリットル未満となり、又は同項第 3 号に規定する前年度の末日における使用台数が 100 台未満となった場合においても、次項に規定する計画期間内に限り、地球温暖化対策事業者とみなす。ただし、事業の廃止その他の事由により地球温暖化対策計画に基づく地球温暖化を防止する対策を継続することが困難であると認められる者は、この限りでない。</p> <p>3 条例第 144 条第 1 項の規定による地球温暖化対策計画は、<u>特定年度 (令和 4 年度又は同年度から起算して 3 の倍数の年度を経過したごとの年度をいう。)</u> から 3</p> |

| 現 行 | 改正案 |
|------------------|--|
| とする。 以下省略 | <u>箇年度の期間（当該期間中に地球温暖化対策事業者に該当することとなった者にあつては、地球温暖化対策事業者に該当することとなった年度の前の期間を除く。）</u> を計画期間として作成するものとする。 以下省略 |